

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

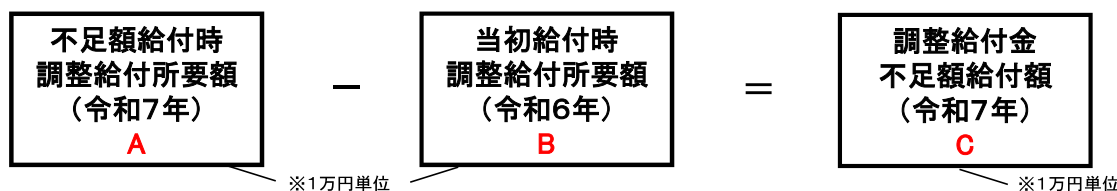
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

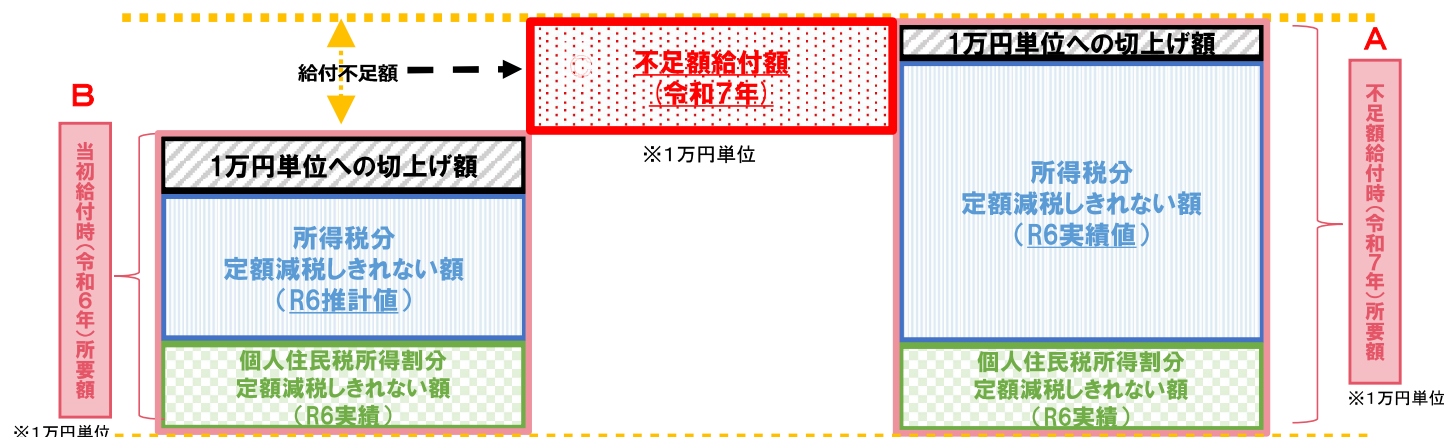
（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き（必ずご確認ください）

■西原村に口座情報がある方（手続きは不要です）

- ①支給内容が記載された「**調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ**」を同封しております。
- ②内容に同意される場合、**手続き不要でお知らせに記載された口座へ自動的に振り込まれます**。
振込みは11月上旬を予定しております。
- ③受給の拒否や、受取口座の変更はお手続きが必要です。この場合、書類確認のため、上記の支給日は変更となります。ご希望の際は、役場税務課調整給付金担当（☎096-279-4395）に**令和7年10月17日（金）**までに必ずご連絡下さい。その後、必要書類を別途送付いたしますので、ご記入のうえ**令和7年10月31日（金）**までにご提出ください。
振込先の変更のお届けを頂いてから、約3週間後を目途に指定の口座に順次、お振込みを予定しています。**何らご連絡がない場合は支給に同意したものとみなします。**
※口座情報は、過去の臨時給付金や調整給付金、住民税事務における口座情報等を参照しています。

■西原村に口座情報がない方（手続きが必要です）

- ①支給内容が記載された「**調整給付金（不足額給付分）支給確認書**」を同封しております。
- ②確認書の内容をご確認のうえ、同封の「**調整給付金支給口座登録等の届出書**」（必要事項をご記入下さい）と、**本人確認書類のコピー**（免許証・マイナンバーカードなど）、通帳やキャッシュカードなど**口座番号がわかるもののコピーの3点を返信用封筒で提出して下さい**。
- ③審査後、約3週間後を目途に順次指定の口座に振り込みます。

申請期限：令和7年10月31日（金）消印有効

期限までに申請がない、また書類不備が解消できない場合は、給付金を辞退するものとみなされますので、早めの手続きをお願いします。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

西原村役場税務課 調整給付金担当



096-279-4395

受付時間 9:00～16:00（土日祝を除く）